



陸前高田市条例第 号

陸前高田市こども基本条例

(前文)

こどもは地域の宝です。

すべてのこどもは無限の可能性を秘めており、未来を切り拓くかけがえのない存在です。

こどもが健やかに育つためには、家庭を基盤としながら、こどもを取り巻くすべての人が協力し合い地域全体が連携し子育てを支える社会の構築が不可欠です。

また、地域の特色、歴史及び文化から、こどもに多様な経験や学びの機会を提供することで、豊かな人格と創造性を育みます。

陸前高田市は、東日本大震災により多くの命や暮らしを失う未曾有の被害を受け、命の尊さや、支え合うことの大切さを深く学びました。

こうした教訓を踏まえ、こども一人ひとりを尊重し、地域に根ざす共助の精神のもと、その成長を社会全体で支えることが重要であると考えます。

このことから、こどもが希望を持って安心して成長できる社会を実現するため、ここにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、陸前高田市におけるこどもに関する施策の基本的な理念を定め、市、保護者、学校等関係者、地域住民、事業者及び議会の役割を明らかにし、こど

もの成長を社会全体で支える環境を整えることで、こどもが安心して健やかに成長できる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者（18歳に達した後も引き続きこどもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他のこどもが学び育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の設置者、管理者及び職員をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びそれらの者で構成する地縁団体又はその他団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる各号を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、安全かつ健康に育つ環境を地域全体で整備すること。
- (2) すべてのこどもについて、地域全体で支え合い、豊かな経験や学びの場を提供されること。
- (3) 個性、年齢及び発達の程度に応じて、こどもが持つ可能性を最大限に広げるこ

とができるよう、地域全体で取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、こどもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

3 市は、この条例の理解を促進し、こどもに関する支援制度や取組について、広く周知するよう努めるものとする。

4 市は、こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守るため、こどもの安全確保に必要な施策を推進するものとする。

5 市は、こどもが必要とする医療を安心して受けられるよう、医療体制の確保に努め、各医療機関の相互連携を推進するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的な責任があり、こどもが健やかに育つよう、愛情をもって養育するよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

第6条 学校等関係者は、こどもの可能性を最大限に引き出すよう努め、こどもが自分で考え、学び、進んで意見が表明できるように年齢と発達に応じた支援を行うものとする。

2 学校等関係者は、こどもの状況に応じて保護者を支援し、地域と連携することで子育て環境の向上を推進するものとする。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、市全体がこどもの成長と学びを支える場であることを認識し、

こどもが安心して生活し、挑戦し、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、地域の伝統文化や自然を次世代に引き継ぐとともに、こどもが地域の一員として自主的かつ主体的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民は、虐待、犯罪及び事故などからこどもを守り、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子育てに対する理解を深め、従業員の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、職場体験学習等の学外の学びの場を提供するなど、教育活動への協力に努めるものとする。

(議会の役割)

第9条 議会は、基本理念に基づき、各種施策が実施されているか調査するものとする。

2 議会は、前項の結果に基づき、こどもを取り巻く環境の整備及び充実に資するよう、必要に応じて市に対し意見の表明、提言その他の働きかけを行うものとする。

3 議会は、必要に応じて国や県に対し働きかけを行うものとする。

(こどもの社会参加)

第10条 市、保護者、学校等関係者、地域住民及び事業者は、こどもが社会の一員であることを自覚することができるよう、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じ、社会参加の機会が保障される環境づくりに努めるものとする。

2 市は、まちづくりに関し、こどもの可能性と意志を重視し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

3 市は、こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第11条 市は、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等を勘案し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。